



山口市役所

事業者・団体の皆様へ

障がい理由とする差別の解消に向けた

合理的配慮の提供をしませんか？

費用の2分の1(上限25,000円)を助成します！

障害者差別解消法の改正により
令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました

○コミュニケーションツールの作成費

点字メニュー コミュニケーション支援ボード

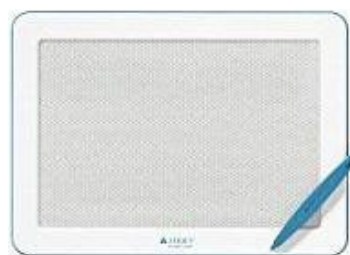


下記のQRコードを読み取れば、コンビニ・商店用のコミュニケーション支援ボードのデータがダウンロードできます。



○物品の購入費

筆談ボード



段差解消スロープ



対話支援機器



対話型拡声器



○手話通訳者・要約筆記者等設置費

手話通訳者



要約筆記者



盲ろう者通訳・介助員



触手話 など

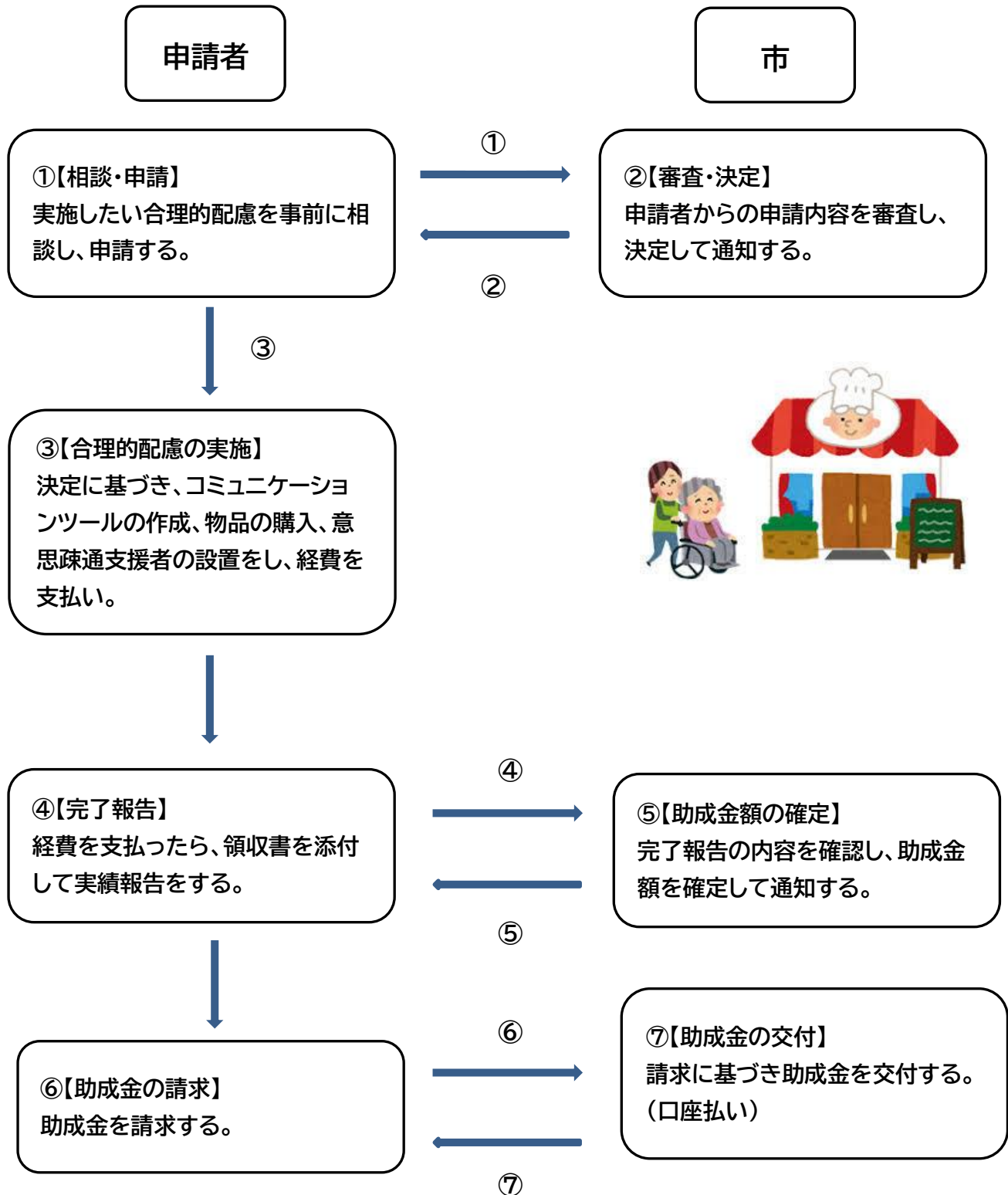
※これらの取組は合理的配慮の一例です。

詳しくは、山口市 障がい福祉課 障がい者支援担当まで
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL083-934-2794 FAX083-934-4142

障がいのある方への対応で困ったら 山口市障がい者基幹相談支援センターへ

TEL 083-934-2988 FAX 083-93

助成までの流れ



Q&A ～合理的配慮はなにをすればよい？

Q1. 合理的配慮ってなに？

A1. 障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえで障壁を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q2. 喫茶店を営んでいます、どんな配慮がありますか？

A2. メニューを選ぶ際、障がいの特性に応じてできる配慮があります。例えば、視覚障がいのある方には、希望に応じて、口頭でメニューの詳細を伝えたり、点字メニューをお渡しします。また、聴覚障がいのある方には、筆談ボードや手話を用いることで意思疎通がスムーズになります。ほかにも車椅子を利用する方がお店に入りやすいよう、折りたたみスロープなどを備えておくとうよいでしょう。

Q3. 病院や薬局では、どんな配慮がありますか？

A3. 病院や薬局では、様々な配慮が求められます。例えば、コミュニケーションやトークスルーをはじめとする音声拡張器を設置することで、会話の内容が聞き取りやすくなり、円滑なコミュニケーションにつながります（アクリル板越しの会話も円滑になります）。また、知的障がいのある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮のひとつです。



Q4. イベントを開催する予定ですが、どんな配慮がありますか？

A4. 障がいのある人もない人も同じようにイベントに参加できるようにしましょう。聴覚障がいのある方への配慮として、手話通訳者や要約筆記者の設置があります。参加申し込みのあるイベントでは、申込書等に手話通訳の配置などの必要な配慮を記載できる欄があると配慮の申し出をしやすくなります。

Q5. 助成対象となる合理的配慮はどのようなものですか？

A5. 不特定多数の障がいのある方の利用が見込まれる事業の実施や物品の購入が対象となります。(設置場所は山口市内に限ります。)

山口市合理的配慮の提供支援に係る
助成金制度については、下記サイト
(QRコード)もご覧ください。

↓↓↓

